

第37回 全国健康福祉祭  
「ねんりんピック岐阜2025」ゴルフ交流大会  
岐阜県大会 競技規定

- ◆主 催 一般社団法人 岐阜県ゴルフ連盟(GAG)
- ◆後 援 関市(予定)・(公財)岐阜県スポーツ協会・岐阜新聞社・岐阜放送

競技日程	2025年 5月16日(金)
会場	岐阜関カントリー倶楽部 〒501-3944 関市山田芳洞1691-1 (TEL) 0575-22-2424
競技規則	(公財)日本ゴルフ協会ゴルフ規則及び本競技ローカルルールを適用する。
競技委員会の裁定	競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄についてこの委員会の裁定は最終である。
競技方法	18ホール・ストロークプレー ダブルペリア方式により順位を決定する。 ※1 天候その他の都合により、競技方法を変更することがある。 ※2 本競技の参加者全員が正規のラウンドを終了できなかった場合、委員会は競技成立について別途定めるものとする。 (1) 打数制限:PAR+3(トリプルボギー)までとする。 (2) ハンディキャップの上限は、各部門とも36.0までとする。 (3) 隠しホールは競技委員会において決定する。 (4) 男子/女子は別のティーイングエリアを使用するが、団体の部のネットスコアの合計及びタイの決定時のスコア比較においては、同一スコアとして取り扱う。 使用するティーイングエリアは、年齢による区分を行わない。
競技の成立	競技の中断及び中止によりチーム全員がホールアウトできなかった場合、委員会は競技成立について別途定めるものとする。
タイの決定	本競技は1チーム3名の合計ネットスコアにより順位を決定する。 合計ネットスコアが等しいチームが2つ以上あって順位が決定しないときは、年齢の高い順(チーム全員の合計)で順位を決定する。 悪天候により全チームが全員ホールアウトできなかった場合、競技成立時点

の合計ネットスコアによって順位を決定する。

#### 使用クラブの規格

プレーヤーがストロークを行うために使うドライバーはR&Aによって発行される最新の適合ドライバーヘッドリスト上に掲載されているクラブヘッド(モデルとロフトで識別される)を持つものでなければならない。このリストは定期的に更新され、RandA.org で閲覧できる。

例外:1999年より前に製造されたクラブヘッドを持つドライバーはこの規定から免除される。

この規定に違反したクラブでストロークを行ったことに対する罰:失格。

適合ドライバーヘッドリストに掲載されていないドライバーを持ち運んでいるだけで、そのドライバーでストロークを行っていないのであれば、この規定に基づく罰はない。

#### 使用球の規格

ストロークを行う時に使用する球はR&Aが発行する最新の適合球リストに掲載されていないと認められない。このリストは定期的に更新され、RandA.org で閲覧できる。

この規定に違反して最新のリストに掲載されていない球でストロークを行ったことに対する罰:失格。

#### キャディー

**規則10. 3aは次のように修正される:プレーヤーはラウンド中キャディーを使用してはならない。(2025.4.4 修正)**

※9番ホールから10番ホールへ向かう間、または18番ホールから1番ホールへ向かう間のカート道路において、その交差する箇所については、補助要員がカートを操作することを認める。

規定の違反の罰:

プレーヤーはキャディーに援助してもらったその各ホールに対して一般の罰を受ける。違反がホールとホールの間に起きた場合や、ホールとホールの間まで継続した場合、プレーヤーは次のホールで一般の罰を受ける。

#### 競技終了時点

本競技は競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

#### 参加資格

アマチュア資格を有する者で1チーム3名。

男女混合チームの構成も可とするが、次の①～③をすべて満たさなければならない。

- ① チーム全員が岐阜県在住であり、25までのハンディキャップを所持していること。
- ② チーム全員が60歳以上《昭和41年(1966年)4月1日以前に誕生した者》であること。
- ③ チームに1名以上、70歳以上《昭和31年(1956年)4月1日以前に誕生した者》の者がいること。

- ※1 本大会の年齢は「ねんりんピック」の基準に準ずる。
- ※2 1名のプレーヤーが複数のチームに属することは認めない。
- ※3 本大会は『ねんりんピック岐阜2025』の岐阜県選手を推薦するための大会であるため、ねんりんピックへの出場を希望しない選手の出場は原則として認めない。

※ 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取消することができる。なお、競技委員会はプレーヤーが次のいずれか一つにでも該当する場合(ただし、これらに限られない)、当該プレーヤーを出場に相応しくないと判断するものとする。

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者に該当することが判明したとき。
- ② 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行ったことのある者であることが判明したとき。
- ③ 体調に問題があり、プレーを続行することが困難であると委員会が判断したとき。

募集定員

40チーム程度(120名)

※ 参加希望チーム数が定員を上回った場合、競技委員会において審議する。

申込締切日

2025年 4月 2日(水) 必着

申込み先

次のいずれかに申込みこと。

- ① (一社)岐阜県ゴルフ連盟 事務局  
〒509-0146 各務原市鷺沼三ツ池町 3-59 アーバンビル1階  
(TEL)058-370-2864  
締切日の17時までに必着のこと。

- ② 岐阜県ゴルフ連盟 加盟倶楽部  
締切日の営業時間内に必着のこと。休場日の場合は前日で締切る。

申込方法

所定の申込み用紙に必要事項を記入し、競技参加料を添えて申込みこと。申込用紙は(一社)岐阜県ゴルフ連盟 事務局又は岐阜県ゴルフ連盟 加盟倶楽部に備え付けるので、必要な者は問合わせのこと。

競技参加料	<p>1チーム 9,900円(含消費税)</p> <p>※1 必ず競技参加料を添えて申込むこと。競技参加料を添えない申込は受理しない。</p> <p>※2 1名のプレーヤーが複数チームから参加申込みを行った場合、そのプレーヤーが所属する全てのチームの参加を認めない。</p> <p>※3 申込締切日以後の参加取消しの場合、参加料は返金しない。</p>
競技当日 (待遇・費用等)	<p>会場倶楽部会員並みの待遇を受けることができる。</p> <p>費用等詳細は、スタート時刻公示後に各自で会場倶楽部に確認のこと。</p>
スタート時刻及び ローカルルールの公示	<p><b>2025年 5月 1日(木)</b></p> <p>12時以降に (一社)岐阜県ゴルフ連盟ホームページに掲載するため、各自で確認のこと。</p>
選手変更	<p><b>選手変更は、競技前日の15時まで受け付ける。</b> <b>(但し参加資格を満たさないチーム構成となる変更は受理しない)</b></p> <p>所定の選手変更届に必要な事項を記入の上、(一社)岐阜県ゴルフ連盟 事務局へ提出すること。</p>
参加賞	<p>全員にGAGオリジナルボール(2個)</p>
指定練習日	<p>5月 9日(金)・ 5月13日(火)・ 5月15日(木)のうち、2日間とする。</p> <p><b>指定練習の予約は、申込締切日の翌日 4月 3日(木)より開始する。</b></p> <p>※1 <b>全日セルフプレーのみ受け付ける。</b></p> <p>※2 指定練習日及び競技当日は会員並の待遇が受けられる。</p> <p>※3 指定練習時に他チームのメンバーと同組になることがある。</p> <p>※4 指定練習日のキャンセルについては、キャンセル料が発生することがある。詳細は会場倶楽部に確認すること。</p> <p>※5 練習ラウンドは1つの球でプレーすること。</p>
表彰	<p>別途、競技委員会により決定する。</p>
付記	<p>本競技上位3チームを、本年10月18日～10月20日に岐阜県〔岐阜関カントリー倶楽部〕で開催される『第37回 全国健康福祉祭 ねんりんピック岐阜2025 ゴルフ交流大会』岐阜県代表チームに推薦する。</p> <p>ただし、次の項目に該当する場合、推薦チームを次位へ繰り下げる。</p> <p>① 上位チームが出場を辞退した場合。</p> <p>② 上位チームの構成が2名以上変更となった場合。</p> <p>※ チームの構成が1名変更となる場合、残りの2名からの推薦を受け付ける。(参加資格を満たす者に限る)</p> <p>※1 代表チームは、本年10月18日～10月20日までの間は、ねんりん</p>

ピック2025岐阜県選手団として団体行動を取る事となるので注意のこと。

※2 「ねんりんピック岐阜2025」本大会のプレー代(当日、練習日)等は、(公財)岐阜県教育文化財団と(一社)岐阜県ゴルフ連盟が負担するが、個人の嗜好品については負担しない。

#### 注意事項

- (1) 本競技会へ参加するにあたり、参加中の事故などについて主催、主管、協力団体は一切責任を負わない。  
本競技会へ参加を希望する者は、各自でゴルファー保険に加入することを強く推奨する。
- (2) バッグは口径9.5インチ、重量は13キロを超えないこと。  
なお、サブバッグの使用は禁止する。

#### 個人情報・肖像権に関する同意内容

本選手権競技参加申込みにより、当連盟が取得する個人情報及び肖像権は、次の目的のみに利用することに予め同意承諾することを要する。

- (1) 本選手権の参加資格審査。
- (2) 本選手権の開催及び運営に関する業務。  
選手権の開催に際し、選手権関係者(報道関係者を含む)に対する参加者の氏名、生年月日、所属(所属倶楽部、所属団体)、並びに選手権の競技結果の公表。
- (3) 本選手権における競技結果の記録の保存、並びに選手権終了後において必要に応じ、そのうち(2)の記載の適宜による公表。
- (4) 本選手権競技(競技会場における競技に伴う前後の行事等を含む)に関して、広報(GAGホームページ・SNS・関係機関会報誌・報道関係媒体等)のための公表。

#### 服装規定

参加者は一般社団法人 岐阜県ゴルフ連盟 主催・主管競技 服装規定(別紙)を確認の上遵守すること。

その他、会場倶楽部のドレスコード、利用約款に従うこと。服装規定に違反があった場合、初回は注意し着替えてもらうことが望ましい。  
注意の上なお改まらない場合、競技委員会は競技中を含めいつでも競技参加者の参加資格を取消することができる。

#### 行動規範

参加者は、別途規定する本競技の行動規範を遵守すること。

以上

# 2025年度 一般社団法人 岐阜県ゴルフ連盟

## 主催・主管競技 服装規定

一般社団法人 岐阜県ゴルフ連盟  
競技委員会

一般社団法人 岐阜県ゴルフ連盟が主催、主管する競技において、本規定を採用する。参加者は、それぞれゴルフ場・学校等団体の所属として競技に参加しているという認識を持つこと。この規定は競技当日のみならず、その競技に参加するために行う指定練習時にも適用する。

この規定に違反があった場合、初回は注意し着替えてもらうことが望ましい。注意の上なお改まらない場合、競技委員会は競技中を含めいつでも競技参加者の参加資格を取り消すことができる。また注意があった場合、その内容を本委員会より所属倶楽部・学校等へ連絡することがある。参加者は、関係者がギャラリーとして観戦に来る場合、本規定を遵守の上で来場するよう注意しなければならない。

### 【来場時】

1. ハウス来場時には必ず上着(スーツ・ブレザーなど)を着用のこと。  
但し酷暑期において、開催ゴルフ場が免除している場合を除く。
2. 次の1以上にあてはまる服装および履物での来場を禁止する。
  - ・Tシャツ(類似した襟のない服を含む) ・ジーンズ ・スウェット
  - ・サンダル(つっかけ含む)

### 【コース内・プレー中】

1. 安全上・健康上、プレー中は必ずキャップを着用すること。  
着帽しない場合、競技会への出場を禁止する。但しハウス内では脱帽のこと。
2. 襟付きスポーツシャツ又はタートルネックシャツを着用すること。  
(Tシャツ等に類似した襟の無いもの、小さいものは不可。)
3. 次の1以上にあてはまる服装については、会場倶楽部に確認のこと。
  - ・ 短パン着用時のハイソックス着用
  - ・ 袖なし服(ノースリーブ、タンクトップ)でのプレー
  - ・ アンダーウェア(機能性素材)の露出但しアンダーウェアだけを着用しての来場およびプレーは不可。
4. グリーンに著しく損傷を与えるシューズは、使用を禁止することがある。
5. 汗拭きタオルはカートに入れるか、バッグに掛けておくこと。  
首に巻く、肩に掛ける、腰に下げる、またはそれに類似する行為を行わないこと。  
その他、会場倶楽部のドレスコードに従うこと。※ ギャラリーも本規定に従ってください。

# 2025年度 一般社団法人 岐阜県ゴルフ連盟 主催・主管・共催競技 行 動 規 範

一般社団法人 岐阜県ゴルフ連盟  
競技委員会

ゴルフ規則1.2bにより、一般社団法人岐阜県ゴルフ連盟（以下：連盟と称する）が主催、主管、共催し、一般社団法人岐阜県ゴルフ連盟競技委員会（以下：委員会と称する）が運営する競技における独自の基準として、本規範を採用する。

参加者は、それぞれ所属倶楽部等「団体の所属」として連盟競技に参加しているという認識を持つこと。この規範は競技当日のみならず、その競技に参加するために行う練習時にも適用する。

## 【重大な非行と判断するケース】

1. JGA発行オフィシャルガイド（1.2a/1）に明記されている「重大な非行とみなされる可能性が高いプレーヤーの行動」に1以上該当するような行動を取った場合。
2. 別途規定する服装規定を遵守せず、委員会からの是正指示にも従わなかった場合。
3. 受け入れられない行動を取ったと委員会が判断した場合  
（受け入れられない行動の例）
  - ・ コースの保護をしなかったり、クラブやコースを乱暴に扱ったりする。
  - ・ 他のプレーヤー、レフェリー、ギャラリーへの失礼な態度や受け入れられない言動。
  - ・ 円滑な競技運営のための委員会の協力要請に対し合理的理由もなく無視または拒否する。
  - ・ ローカルルールの注意事項に反する行動。
  - ・ 無届での競技会欠場やスコアカードの改ざんなど、ゴルファーとしてあるまじき行為。
4. 委員会が必要と判断した時に競技者へ要請する「感染症等拡大対策」への対応が不十分であると委員会が認めた場合。
5. その他、上記と同等の行為であると委員会が認めた場合。

全ての場合において、委員会は当該競技の競技委員長を含む委員会が、プレーヤー本人および他のプレーヤーからの意見聴取を行った後、事実認定を行う。

## 【罰の段階】

上記1. に該当すると委員会が判断した場合、失格とする。

それ以外の場合は最初の違反は「警告」とする。2回目以降の違反は「1打罰」「一般の罰」「失格」を段階として、委員会がその重度を判断し罰を課す。

警告を含めて罰を課されたプレーヤーに対しては、所属倶楽部等を通じて、委員会より制裁を加えることがある。制裁の種類は「警告」「出場停止」とし、「出場停止」については〔委員会の定める一定期間〕〔委員会が認めるまでの間〕〔永久〕とする。

以 上